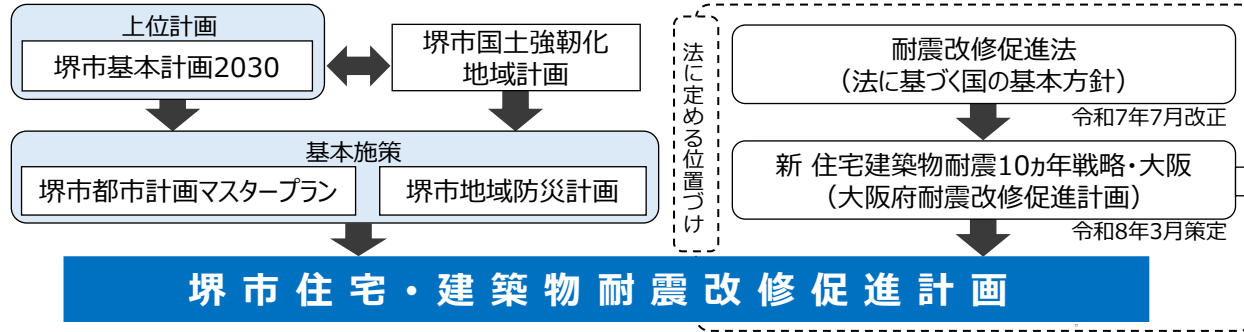


1. 計画の位置づけ



新 住宅建築物耐震10ヵ年計画・大阪（大阪府耐震改修促進計画）

基本方針：旧耐震基準で建築された住宅・建築物の状況を把握し、地域特性、建物特性、世帯特性など所有者の状況に着目した取組を実施することにより、耐震化を推進します。

目標：【住宅】

令和17年度（2035年度）末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

【多数の人が利用する大規模建築物】

令和12年度（2030年度）末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消

【広域緊急交通路沿道建築物】

令和17年度（2035年度）末までに道路を全幅閉塞する建築物を解消

2. 現状・課題

【住宅】

（現状）		当初	現状	現計画の目標	大阪府	全国平均
	住宅の耐震化率（H28-R7）	78.7%	89.7%	95%（H28～R7まで）	90.5%	90%

- （課題）・耐震化率は着実に向上しているが、地震時に多くの人的被害が生じる木造住宅が約1.7万戸存在（耐震性不足3.6万戸中）
・公的住宅は長寿命化計画等により順次改修見込みが立っているが、民間住宅はコロナ禍で改修件数も減少し、建物の高経年化、所有者の高齢化により耐震化意欲が低下

【多数の人が利用する建築物等】

（現状）		当初	現状	現計画の目標	大阪府	全国平均
	多数の人が利用する建築物等の耐震化率（H28-R2）	89.9%	93.8%	95%（H28～R2まで）	—	—
	多数の人が利用する大規模建築物	80.9%	91.3%	—	93.3%	94%

- （課題）・多数の人が利用する建築物は全体的に耐震化が進んだものの、耐震診断義務付けの大規模建築物は、用途別にみると、病院、物販店舗、遊技場、一定量の危険物貯蔵場等で耐震性が不足するものが存在することから、個別対応が必要（耐震性不足9棟）

【広域・地域緊急交通路沿道建築物】

（現状）		対象棟数	耐震性を有する棟数	耐震性不足の棟数	未報告棟数	耐震性不足・未報告のうち、道路閉塞棟数
	大阪府指定	27	12	14	1	7
	堺市指定	119	27	82	10	44

- （課題）・耐震性が不十分な緊急交通路沿道建築物が地震被害による倒壊し、道路全面閉塞した場合には、多くの建築物利用者に被害が生じる
・被災者物資や被災者支援を行う緊急車両の交通に支障が生じるなど、市域のみならず府域全体への影響が懸念

3. 基本方針・目標

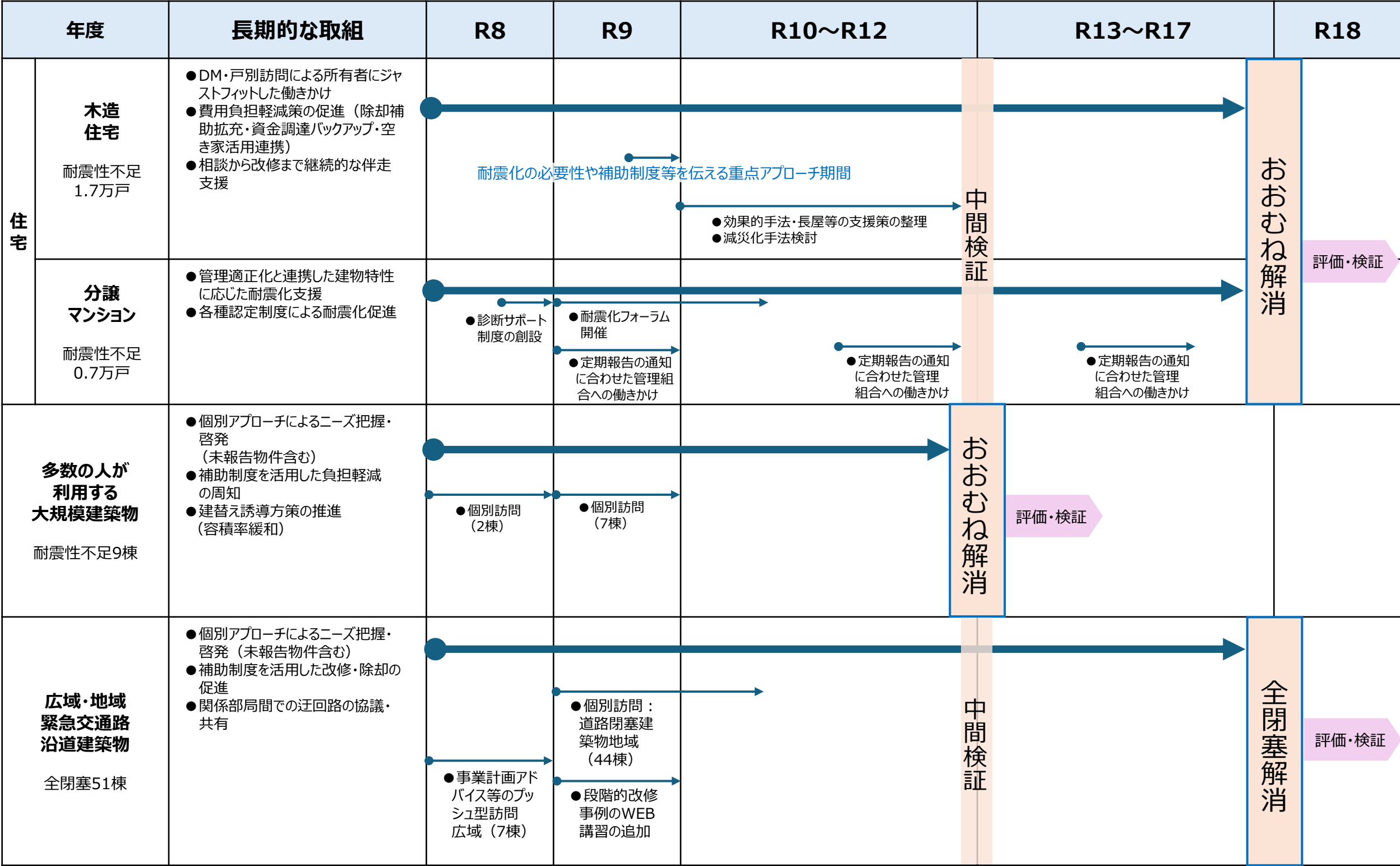
基本方針	目標	
これまで実施してきた耐震化の必要性や補助制度等の啓発及び所有者（市民）による耐震化の取組への支援を継続し、また旧耐震基準で建築された住宅・建築物の状況を把握し、地域特性、建物特性、世帯特性など所有者の状況に応じた取組を実施することにより、耐震化を推進する。	住 宅	令和17年度（2035年度）末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	多数の人が利用する大規模建築物	令和12年度（2030年度）末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消
	広域・地域緊急交通路沿道建築物	令和17年度（2035年度）末までに道路を全幅閉塞する建築物を解消

【計画期間】 令和18年度（2036年度）末までの10年間

4. 主な取組内容

建築物の種類	取組内容
住 宅 木造住宅・分譲マンションを含む全ての住宅	・耐震性が不足する木造住宅約1.7万戸に効果的なダイレクトメール等による意向調査等により、耐震改修に至っていない理由や世帯の特性等を把握 ・所有者の状況に応じた働きかけを実施し、耐震化や地震への安全対策を促進 ・費用負担軽減策の促進（除却補助の拡充、資金調達のバックアップ）及び空き家の活用支援策と連携した耐震改修の促進 ・公的住宅（耐震性0.7万戸）は長寿命化計画等により順次改修 ・分譲マンション（耐震性不足0.7万戸）は分譲マンション耐震化サポート事業者等と連携し、耐震診断をサポート及びマンション管理計画認定制度における耐震化を促進
多数の人が利用する大規模建築物	・所有者が耐震化の重要性を理解し早急に取組を進められるよう、個別訪問やダイレクトメール送付による普及啓発 ・所有者が耐震化実施の判断ができるよう、耐震化に関する情報に加え、所有者の負担軽減につながる情報を関係部局等と連携し、一括して周知 ・建替え誘導方策の推進（都市機能誘導方針による容積率緩和）
広域・地域緊急交通路沿道建築物	・切迫する大地震に備え、災害発生時に救助、物資輸送等重要な役割を果たす広域緊急交通路の機能を確保するため、耐震性不足の建築物の耐震化を促進 ・建物倒壊時に緊急車両の通行を可能にするために、特に重要な道路閉塞リスクのある建築物の耐震化を促進 ・災害時の備えとして閉塞時の迂回路を関係部局間で協議・共有

5. 主な取組のロードマップ



6. 推進体制

目標の達成には、様々な施策を展開する庁内関係部署の連携、庁内全体の防災を取りまとめる危機管理部局との連携を十分に図る。
あわせて、市民、府、国、また、大阪建築物震災対策推進協議会、建築関係団体や事業者団体、民間事業者、地域の自主防災組織、自治会等と連携を図りながら、協同して取り組む。